

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません^(※)。

(※) 法令改正により2022年10月から報告義務が拡充しています（報告様式が改正され、本健康診断を実施したすべての事業場が報告義務の対象になりました）。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

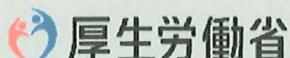
◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についていた後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取組むこと

- 1. 健康診断結果の記録と保存**（安衛法第66条の3、第103条）
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。
- 2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取**（安衛法第66条の4）
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。
- 3. 健康診断実施後の措置**（安衛法第66条の5）
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。
- 4. 健康診断の結果の労働者への通知**（安衛法第66条の6）
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。
- 5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**（安衛法100条）
事業者は、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。【2022年10月から改正規則施行】

“労災による死者を、悲しみをゼロに”



厚生労働省

長野労働局 各労働基準監督署

(2022.8)